

① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善

1 相談内容

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給を受けるため、平成 27 年 9 月に村役場に請求書を提出した。1 年近く経過したが、何も連絡がない。
- 県に電話で聞いたところ、「現在、昨年（平成 27 年）に受け付けたものを処理しているところであり、もう少し待ってほしい。支給がいつになるかはわからない。」と言われた。早く支給してほしい。
- (2) 市に特別弔慰金の請求書を提出したが、受領証明のようなものはないと言われた。
- 市が受領した書類は県の担当課へ郵送されるとのことであったが、郵送中水に濡れたり、紛失したりした場合、市が受領したかどうかあやふやになってしまうのではないかと心配している。受領証明を作成して申請者に手渡す必要があるのではないかと心配している。

(注) (1)は長野行政評価事務所ほか複数の管区行政評価局及び行政評価事務所が、(2)は徳島行政評価事務所が受け付けた相談である。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給制度の概要

(1) 目的・趣旨等

本制度は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号。以下「支給法」という。）に基づき、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の一定範囲の遺族（子、兄弟姉妹等）に対して、特別弔慰金が支給されるものである。

これまでに、戦後 20 周年（昭和 40 年）、30 周年（50 年）、40 周年（60 年）、50 周年（平成 7 年）、60 周年（17 年）、70 周年（27 年）といった特別な機会に、特別弔慰金として無利子の記名国債（10 年償還。ただし 70 周年の特別弔慰金は 5 年償還。）が交付されており、中間年（昭和 47 年、54 年、平成元年、11 年、21 年）においても、特例的に、新たに要件を満たすこととなった者に対して特別弔慰金が支給されている（平成 28 年 3 月 31 日現在の支給実績について表 1 参照）。

1 の相談は、平成 27 年に措置された「第 10 回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」（第 10 回特別弔慰金）の支給手続に関するものである。

なお、戦後 70 周年に当たり、償還金額が増額されるとともに、弔慰の意を表す機会を増やすために、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回支給することとされたため、5 年後の 32 年 4 月 1 日時点で要件を満たす戦没者等の遺族に対しても、特別弔慰金が支給されることとなっている。

表1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給実績

実施年	措置の趣旨	支給金額	支給件数
昭和40年	戦後20周年	3万円(10年償還国債)	664,588人
50年	戦後30周年	20万円(10年償還国債)	1,008,857人
54年	戦後30周年の措置の特例的措置	12万円(6年償還国債)	117,462人
60年	戦後40周年	30万円(10年償還国債)	1,297,367人
平成元年	戦後40周年の措置の特例的措置	18万円(6年償還国債)	75,108人
7年	戦後50周年	40万円(10年償還国債)	1,376,789人
11年	戦後50周年の措置の特例的措置	24万円(6年償還国債)	58,863人
17年	戦後60周年	40万円(10年償還国債)	1,271,558人
21年	戦後60周年の措置の特例的措置	24万円(6年償還国債)	44,457人
27年	戦後70周年	25万円(5年償還国債)	238,927人
			※H28.3.31現在

※ 厚生労働省ホームページの掲載資料に基づき、当局において作成

(2) 第10回特別弔慰金の支給対象者（「戦没者等の遺族」）

第10回特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人、軍属及び準軍属（以下「戦没者等」という。）の死亡当時の遺族に対して、平成27年4月1日（以下「基準日」という。）において、遺族の中に戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に基づく遺族年金又は恩給法（大正12年法律第48号）に基づく公務扶助料等の給付を受ける権利を有する者（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に（支給法第3条）、次の順位の遺族一人に支給される（※遺族について別紙参照）。

- ア 基準日において、戦没者等の死亡に関し、基準日までに遺族援護法に基づく弔慰金の受給権を取得した者（支給法第2条第1項及び第2項）
- イ 戦没者等の子（支給法第2条第3項）
- ウ 戦没者等の父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、この順序での先順位者（ただし、戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わる。支給法第2条の2第1項及び第2項）
- エ アからウ以外の戦没者等の三親等内の親族（ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた者に限る。支給法第2条の2第3項）

(3) 特別弔慰金の支給手続

ア 特別弔慰金の請求に必要な書類

特別弔慰金の請求には、おおむね、次の書類が必要となる。

- ①特別弔慰金請求書

- ②印鑑等届出書（記名国債の受領時に使用する印鑑の届出書）
- ③戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- ④（同順位者がある場合のみ）請求同意書又は請求同意書を提出することができない旨の申立書
- ⑤戸籍謄抄本（基準日現在の請求者の戸籍抄本のほか、戦没者等と請求者又は弔慰金の受給権を取得した者との続柄、遺族年金等の給付を受けた者が失権しているときはその事実又は先順位者がいないこと等を証する戸籍謄抄本）

イ 請求期間

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間（平成 30 年 4 月 2 日まで。支給法第 8 条）

ウ 請求先

アの書類は、請求者の居住地の市町村長（特別区の場合は区長）、都道府県知事を順次経由して、裁定機関（後記エ）に提出することとなっている（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 27 号。以下「施行規則」という。）第 3 条）。

エ 裁定機関

戦没者等の除籍された当時の本籍地の都道府県知事が裁定を行う（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号。以下「施行令」という。）第 3 条）。

そのため、居住地の市町村から都道府県に送付された請求書は、戦没者等の除籍された当時の本籍地が当該都道府県以外にある場合には、さらに、裁定機関である都道府県に進達される。

※ 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成 22 年 3 月 2 日開催）の資料によれば、第 8 回特別弔慰金（平成 17 年・戦後 60 周年の措置）の請求については、居住地の都道府県から裁定都道府県に進達されたものが約 18%（受付件数 1,285,020 のうち、225,434 件）あった。

裁定機関は、請求者の特別弔慰金を受ける権利について、可決裁定を行ったときは特別弔慰金裁定通知書を、却下裁定を行ったときは特別弔慰金却下通知書を請求者に交付する（施行規則第 2 条）。実際には、これらの通知書は、請求書を受け付けた市町村を経由して請求者に交付される（可決裁定の場合には、後記オのとおり、市町村が記名国債を代理受領し、裁定通知書とともに交付する。）。また、厚生労働省所管課長の通知によれば、裁定機関は、可決裁定を行ったときは、厚生労働省にその旨の報告をしなければならないとされている。

なお、請求書の経由及び特別弔慰金を受ける権利の裁定に関して、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、第一号法定

受託事務であるとされている（施行令第4条）。

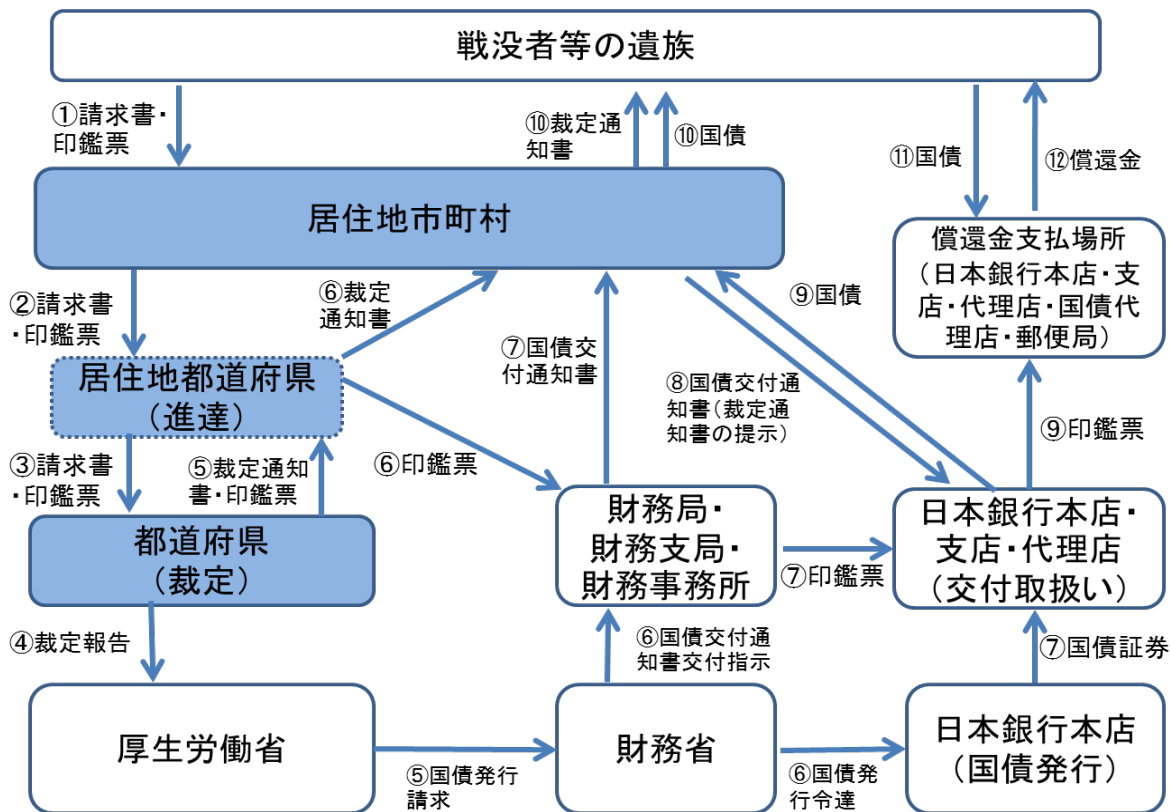
オ 国債の交付手続

厚生労働省は、裁定機関から可決裁定を行った旨の報告を受けて、財務省に当該可決裁定を受けた者に交付する記名国債の発行請求を行う。これを受けた財務省は、記名国債の受取人の住所地を管轄する財務局長に指示し、国債交付通知書を受取人に交付する。

なお、国債交付通知書は、実際には、記名国債の受取人（特別弔慰金の請求者）の住所地の市町村に送付され、その送付を受けた市町村において記名国債を代理受領した上で、特別弔慰金裁定通知書とともに特別弔慰金の請求者に交付される（特別弔慰金の支給手続の流れについて下図を参照）。

また、厚生労働省が裁定機関から可決裁定の報告を受けてから特別弔慰金の請求者に国債が交付されるまで、3か月半の時間を要するとされている。

図 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の流れ



※ 各財務局のHP等を参考に、当局で作成

3 特別弔慰金の支給手続に関する実情と課題

(1) 都道府県における特別弔慰金の支給手続の実情と課題

ア 1(1)の相談者は、市町村の担当窓口にて第10回特別弔慰金の請求書を提出し

た後、1年以上経過しても、自己の請求の裁定結果が示されず、また、審査の進捗状況も分からないため、不安を感じていると考えられる。

これについては、i)都道府県における請求書の受付・審査にどの程度の時間を要しているか、ii)請求者に対して支給までに要する期間の案内がされているかが問題となると考えられる。これらに関して、都道府県の実情を調査（調査期間：平成28年8月1日～4日、調査対象：任意の12の都道府県）したところ、結果は、表2-1及び表2-2のとおりであった。

表2-1 都道府県の特別弔慰金請求書の受付・審査に係る実情調査の結果

①請求書の市町村での受付後、都道府県に送付されるまでの期間			
回答			都道府県数
1週間以内			4
受け付けた市町村ごとに異なる（件数単位又は受付期間（2週間又は1か月）単位でまとめて送付されてくる）			8
②都道府県の特別弔慰金請求書の審査状況（審査着手までの期間等）			
回答			都道府県数
都道府県での受付順に （注）審査している	都道府県での受付から審査着手までの期間	約1年（都道府県で1年前に受け付けたものを審査中）	2
		11～10か月	2
		9～6か月	3
		5か月以下	2
市町村での受付順に審査している	市町村での受付から審査着手までの期間	1年～10か月	1
		9～6か月	1
他都道府県への進達を要するものを優先している	他都道府県への進達を要するものは都道府県受付後5か月以内、進達不要のものは都道府県受付後8～6か月		1

（注）他の都道府県から進達されてくる請求書については、進達に要する期間（数か月）が加わるため、居住地市町村の受付から裁定都道府県の審査着手までには、上記の調査結果以上に時間を要することとなると考えられる。

※ 前回の特別弔慰金を請求した者と同一人が請求する場合は、添付書類が少なく、審査が容易であるため、審査担当者を、前回請求者と同一人からの請求のみを審査する者とそれ以外の請求を審査する者に区分して、迅速処理のための工夫を行っている都道府県があった。

表 2-2 特別弔慰金の請求から支給までの期間の案内に係る実情調査の結果

①請求から支給までの期間の案内の状況		
	回答	都道府県数
都道府県では支給までの期間を案内していないが、市町村に対して、請求書の受付時に案内するよう要請している	支給までのおおよその期間を記載したチラシ（都道府県が書式を提示）の配布を要請	3
	支給までのおおよその期間を口頭で伝えるよう要請	4
都道府県で支給までの期間を案内しておらず、市町村に対しても案内を要請していない（ただし、市町村の判断で請求者に支給までのおおよその期間を伝えている。）		5
②支給時期や審査状況に関する電話照会・苦情の状況（1日当たりの対応数）		
	回答	都道府県数
20件以上		4
10件～19件		6
9件以下		1
1件未満		1

※ 平成28年8月5日現在、調査対象の12の都道府県のホームページには、支給までの期間の案内は掲載されていないが、上記以外のいくつかの県及び市町村のホームページには、支給までのおおよその期間（「約1年」、「約1年半」等）が掲載されていることを確認した。

なお、特別弔慰金を受ける権利の裁定を行う都道府県は、標準処理期間の設定の努力義務がある（行政手続法（平成5年法律第88号）第6条）。各都道府県のホームページで把握することができた範囲では、7の都道府県が「事実認定に難易差があり、標準処理期間の設定は困難」などとしていたが、請求書の受付から「7か月」と明確に定めている県もあった。

イ 表 2-1 の調査結果からは半数以上の都道府県において、特別弔慰金の請求書の審査着手までに6か月以上要しており、中には1年を要している都道府県があることがわかる。

特に、ある都道府県が請求書の当該都道府県での受付順に審査した後、裁定機関である他の都道府県に進達するという場合で、かつ、裁定機関の都道府県も当該都道府県での受付順に審査するという場合には、更に時間を要することとなる。

このことから、都道府県が請求書を受け付けてから審査に着手するまでの時間の短縮化を図ることが課題となると考えられる（課題1）。

また、表 2-2 の調査結果から、都道府県では支給までの期間に関する広報を行っていないが、市町村に対して、窓口での請求書の受付時に請求者に案内するよう要請している都道府県が半数程度あることがわかる。

もともと、多くの都道府県は、審査状況に関する電話照会等を 1 日当たり 10 件以上受けており、この対応に時間をとられることは、請求書の審査を滞らせる原因の一つとなっていると考えられる。そのため、請求者に対する支給までに要する期間の案内を充実させることも課題の一つであると考えられる（課題 2）。

(2) 市町村における特別弔慰金請求者への対応に係る実情と課題

ア 1(2)の相談事例は、市町村の窓口で特別弔慰金の請求書を受け付けた後の紛失等の不安から、受領証明、すなわち、受付票の交付を求めるものである。

また、(1)の調査結果のとおり、裁定までに相当の時間がかかっており、請求者が不安を感じている状況にあることを踏まえると、あらかじめ支給までの期間の説明を受けることや市町村の窓口で請求書が受け付けられたことがわかる受付票を所持していることで、請求者の不安が減少することが考えられる。

そこで、市町村において、請求書の受付時に、i) 受付票を交付しているか、ii) 支給までに期間がかかる旨の案内を行っているかを調査した（調査期間：平成 28 年 8 月 3 日～8 日、調査対象：20 の政令市又はその区（区は任意抽出））ところ、結果は、表 3-1 及び表 3-2 のとおりであった。

表 3-1 特別弔慰金請求書の受付票交付の有無に係る実情調査の結果

請求書の受付時に請求書の受付票を交付しているか	
回答	市町村数
交付している	8
交付しないが、請求書の写しに受付印を押して交付している又は交付したことがある	2
交付しないが、請求書の写しを渡している（受付印なし）	2
受付票等は交付していない	8

表 3-2 特別弔慰金の請求から支給までの期間の案内に係る実情調査の結果

①特別弔慰金請求書の受付時に特別弔慰金支給までの期間を案内しているか		
回答		市町村数
案内している	支給までのおおよその期間を記載したチラシを配布している	3
	支給までのおおよその期間を口頭で伝えている	16
	支給までの期間ではなく、時間がかかる旨を口頭で伝えている	1
②案内している特別弔慰金支給までの期間		
回答		市町村数
1年～1年半		2
1年程度又は1年以上		15
6か月～1年		2
6か月程度		0
期間明示なし（「時間がかかる」など）		1
③都道府県から裁定通知を受けた段階で、請求者に特別弔慰金の支給（国債の交付）時期を通知しているか		
回答		市町村数
通知している		1
通知していない	裁定済みの請求者から進捗状況の問合せがあった場合には、3か月程度で国債が交付される旨を伝えている	4
	国債が発行され、交付可能となった段階で請求者に通知している	15

イ 表 3-1 の調査結果から、調査対象の半数以上が請求書の受付時に受付票を交付していること、表 3-2 の調査結果から、調査対象の多くにおいて、支給までの期間について案内していることが分かる。案内している期間は、「1年程度又は1年以上」が多いが、都道府県での審査状況や住所地以外の都道府県で裁定する場合があることを踏まえて、更に長い期間を案内しているところもある。

受付票の交付については、受付後の請求書の紛失等の心配に加え、支給まで1年以上かかるのであれば、請求書類が受け付けられた事実を受付票で明らかにしておきたいと考える請求者も多いと考えられる。そこで、全ての市町村において、受付票の交付を受けたいという請求者の要望に対応すべきかどうかは課題であると考えられる（課題3）。

また、市町村は、都道府県が支給裁定をした者について、都道府県から裁定通知の送付を受けて情報を知ることができる。表 3-2 の③の調査結果では、都道府県から裁定通知の送付を受けた時点で、請求者に対して裁定されたことを知らせている市町村は一つのみであったが、このような取組は、請求者の安心につながるとともに、請求者からの審査状況の照会を減らす方策として有効であると考えられる。そこで、市町村において、都道府県から裁定通知の送付を受けた時点で請求者に連絡することができるかどうかが課題となると考えられる（課題 4）。

4 課題について

(1) 都道府県の審査期間の短縮について（課題 1）

3 のとおり、都道府県における特別弔慰金請求書の審査着手までの時間の短縮を図ることが課題であるところ、表 2-1 の調査結果のとおり、都道府県の審査の順序についてみると、当該都道府県での受付順に審査している都道府県と市町村での受付順に審査している都道府県がある。

前者の場合には、前述のとおり、他の都道府県から進達を受けた請求書については、市町村での請求書の受付から支給までの期間がより長期化し、請求者の不安が生ずるため、都道府県に対する進捗状況の照会や苦情の増加につながると考えられる。一方、後者の場合には、他の都道府県から進達を受けた請求書も含めて、市町村での受付から支給までの期間の平準化が図られることとなる。これにより、居住地以外の都道府県で裁定される請求者から、裁定まで長期間要することの苦情や審査状況の照会がされることが減ると想定される。

さらに、他の都道府県に進達すべき請求書について優先的に処理する体制をとることで、市町村での請求書の受付から支給までの期間の平準化が図られ、また、審査体制について、前回請求者と同一人からの請求のみを審査する者とそれ以外の請求を審査する者に区分することで、審査の効率化を図ることができると考えられる。

したがって、都道府県において市町村の受付日順に審査を行うこととし、他の都道府県に進達すべき請求書を優先的に処理するほか、前回の請求者と同一人からの請求のみを審査する者とそれ以外の請求を審査する者に区分する審査体制をとるといふ審査期間の短縮のための取組が行われていることについて、厚生労働省を通じて各都道府県に周知するのがよいと考えられ、厚生労働省に対して、上記取組についての情報を提供することが考えられる。

(2) 請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内の充実（課題 2）

多くの都道府県では、審査状況に関する電話照会への対応に時間をとられている状況にあると考えられる。本制度を所管する厚生労働省や多くの都道府県

のホームページには、特別弔慰金支給までのおおよその期間について記載されていないことから、請求者が不安を感じて照会していることが考えられる。

これに関して、厚生労働省や都道府県に対して特別弔慰金支給までのおおよその期間を広報しない理由を確認したところ、請求者の裁定について、居住地の都道府県で裁定されるか居住地以外の都道府県で裁定されるか、前回請求を行った者からの請求であるかそれ以外の者からの請求であるかなどにより、支給までの期間が異なるため、その期間について広報することができないということであった。

しかしながら、都道府県において(1)のような審査期間の短縮の処理体制がとられることで、裁定までの期間が平準化されることが予想される上、請求書の受付時に支給までの期間を案内している市町村もあることからすると、各都道府県及び市町村においては、特別弔慰金が支給されるまでのおおよその期間を案内することが可能であると考えられる。また、その案内がされることにより、請求者からの照会が減ることが考えられるため、厚生労働省に対して、都道府県及び市町村はホームページ等において支給までのおおよその期間の案内をするのがよい旨を周知するよう、働きかけることが考えられる。

(3) 市町村窓口における特別弔慰金の請求書の受付票の交付（課題3）

表3-1の調査結果のとおり、請求書の受付時に受付票を交付している市町村があり、中には、都道府県から受付票の様式の提示と受付票交付の要請を受けているところもあった。このような取組をしている都道府県や市町村があることについて、全国に周知することで、受付票の交付の取組が広まると考えられる。

そこで、市町村に受付票の様式を提示して、窓口で交付させる取組を行っている都道府県があることを各都道府県に周知するのがよいと考えられ、この取組について、厚生労働省に情報を提供することが考えられる。

(4) 裁定された請求者に対する市町村からの連絡（課題4）

都道府県から裁定通知の送付を受けた時点で、請求者に対して裁定されたことを知らせる取組は、請求者に安心してもらうとともに、請求者からの審査状況の照会を減らす方策として有効であると考えられる。

そこで、厚生労働省に対して上記取組について情報を提供し、各都道府県及び各市町村に周知されるようにすることが考えられる。

5 関係機関の意見等

厚生労働省の意見等は、次のとおりである。

課題1（都道府県の審査期間の短縮）について、平成27年度は、厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において、裁定処理が進んでいる都道府県の事例を示し裁定促進の依頼をするとともに、裁定処理が遅れている都道府県に対しては、遅れの理由をヒアリングし改善指導をしたところであるが、今年度は、裁定処理が遅れている都道府県に対して、さらに事務処理方法を詳細にヒアリングし、事務処理体制や手順の見直しを指導する予定である。

課題2（請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内の充実）に関して、厚生労働省がホームページ等で支給までのおおよその期間（全国的な目安）を案内することは、不足する書類の補正や事実確認など案件ごとに審査事情が大きく異なることや都道府県により審査の進捗状況が異なることから、請求者に誤解を与えかねないという懸念があると考えている。

なお、都道府県又は市町村において各都道府県の実情に応じたおおよその期間をホームページ等で案内することについては、各自治体において実施の可否を判断していただきたいと考えている。

課題3（請求書受付時の受付票の交付）及び4（裁定された請求者に対する連絡）については、都道府県及び市町村の意見や自治体にかかる事務負担も考慮の上、検討する必要があると考えている。

ア 弔慰金の受給権を取得した者

(ア) 基準日までに遺族援護法に基づく弔慰金（以下「弔慰金」という。）の受給権を取得した者

(イ) 昭和12年7月7日から昭和16年12月7日までの間（日華事変間）に公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、これにより同期間内に死亡した軍人、軍属又は準軍属の遺族で、仮に死亡した者が昭和16年12月8日以後に死亡したとしたならば、弔慰金の受給権を取得したこととなる者

(ウ) 昭和6年9月18日から昭和12年7月6日までの間（満洲事変間）に公務傷病にかかり、これにより死亡した遺族援護法第2条第1項第1号に規定する軍人の遺族で、仮に死亡した者が昭和12年7月7日以後に公務傷病にかかり、昭和16年12月8日以後に死亡したとしたならば、弔慰金の受給権を取得したこととなる者

(エ) 旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属（もとの陸海軍部内の判任文官等）で、当該死亡した者につき公務扶助料の受給権を有する者があったことにより弔慰金の支給を受けることができなかった者

イ 転給遺族

アに掲げる者が、基準日において死亡、国籍喪失又は離縁により戦没者等との親族関係が終了している場合等における支給法第2条第3項又は同法第2条の2の規定に該当する者

② 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

1 委員意見要旨

刑事施設を退所した者から、「住所地の町に刑事施設収容中の国民健康保険料の減免を申請したが、収容中の減免例はないことを理由に減免されなかった。」といった相談を受けた。

収容中の国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）の減免については、相談者のように減免が受けられない一方で、収容中を理由として、保険料の減免が受けられる例もある。刑事施設に収容されている者について、市町村によって、国民健康保険の保険料が徴収されたり減免されたりするのは不公平な取扱いになるのではないか。

(注) 1 本件は、青森行政評価事務所の行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。

2 相談者の刑事施設収容中の国民健康保険税については、市町村が関係規程を改正し減免することとされた。ただし、当該市町村では、被収容者に対する介護保険の保険料については、関係規程を見直しておらず減免しないこととされている。

2 制度の概要

刑事施設に収容されている者（以下「被収容者」という。）の国民健康保険の取扱いについては、次のとおりである。

(注) 刑事施設とは、刑務所、少年刑務所及び拘置所である。

① 被保険者が刑事施設に拘禁されたとき、その期間に係る療養の給付等を行わないこととされている（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条（注））。

(注) 刑事施設に収容されている者以外の者で、少年院その他これに準ずる施設及び労役場その他これらに準ずる施設に収容されている者についても、療養の給付等を行わないこととされている。

この理由について、コンメンタールでは、刑事施設が被収容者の健康等の保持のために医療上の措置を講ずることとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 56 条）ので、国民健康保険において療養の給付を行う必要がないと説明されている。

② 保険料（国民健康保険税を含む。）については、保険者が条例により、特別の理由がある者に対し、減免することができることとされている（国民健康保険法第 77 条、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 717 条）。

このような減免について、コンメンタールでは、一時的に保険料負担能力

を喪失した者に対し、減免することができる旨を定めたものであり、国民健康保険税についても、納税義務者の担税力のいかに着目して減免するものと説明されている。

- ③ 特別の理由がある者に対する保険料の減免規定は、抽出調査した 64 市町全ての国民健康保険条例又は国民健康保険税条例に設けられており、保険者の判断で保険料を減免できるとされている。

介護保険及び後期高齢者医療についても、それぞれの法律において、国民健康保険法と同様の規定が設けられている(介護保険法(平成9年法律第123号)第63条、第142条及び第200条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第89条、第111条及び第160条の2)

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料賦課(減免を含む。)に係る事務については、いずれも市町村又は後期高齢者医療広域連合(以下「医療広域連合」という。)の自治事務である。

3 関係機関における刑事施設入所を事由とする保険料の減免及び還付の取扱い

(1) 抽出した運営主体における保険料の減免及び還付の取扱い

ア 保険料の減免の取扱い

(ア) 各運営制度別の保険料の減免の取扱い

当局では、国民健康保険及び介護保険については、8 都道府県から、それぞれ 8 市町村(国民健康保険 64 市町村、介護保険 64 市町村)を、また、後期高齢者医療については、8 医療広域連合を抽出し、刑事施設入所を事由とする保険料の減免の取扱い状況を確認した。その結果、保険料の減免の取扱いが行われていない市町村及び医療広域連合(以下「運営主体」という)は、①から③のとおりであり、いずれの保険制度についても、保険料の減免の取扱いが行われていない運営主体がある(表1)。

- ① 国民健康保険については 64 市町村中 3 市町村 (4.7%)
- ② 後期高齢者医療については 8 医療広域連合中 1 医療広域連合(12.5%)
- ③ 介護保険については、64 市町村中 24 市町村(37.5%)

(注) 原則、県庁所在市、人口規模が 10 万人以上 30 万人未満 (2 市町村)、同じく 5 万人以上 10 万人未満 (3 市町村)、5 万人未満 (2 市町村) を抽出。

なお、減免割合については、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険いずれの運営主体者も保険料を全額免除することとしている。

表1 刑事施設入所中を事由とする国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免の取扱い状況

(単位：運営主体)

事 項	国民健康保険	後期高齢者	介護保険
減免しない (a)	3	1	25
減免する (b)	61	7	39
計(a+b)	64	8	64

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成

2 61市町村のうち60市町村については、収容期間中のみ保険料を減免することとしているが、1市町村では、被収容者については収入がない者が多いことから、刑事施設入所前の5か月分及び入所後の5か月分の保険料についても、減免することとしている。

(イ) 保険料を減免していない理由等

刑事施設入所を事由として保険料を減免していない市町村及び医療広域連合では、保険料の減免に関する規定に関し、次の①又は②のことを挙げている。

① 条例に刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規定がなく、かつ「特別の事情があるとき減免できる」とする規定もないこと。

例えば、A医療広域連合では、A医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、減免の要件として、i)災害、ii)長期間入院、iii)事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等、及びiv)農作物の不作、不漁その他これに類する理由による著しい収入の減少とされており、刑事施設入所中を事由とする減免規定は設けられていない。

② 条例に「特別の事情があるとき減免できる」とする規定があるが、その特別の事情について、要綱等に刑事施設入所中の保険料を減免できるとされていないこと。

例えば、B町では、B町国民健康保険税条例及びB町国民健康保険税減免取扱要綱において、その他特別の理由がある者については、保険料を減免できるとされているが、次の理由から、被収容者には適用はできないとしている。

i) 刑事施設入所を事由とする介護保険の保険料の減免の取扱いについては、B町介護保険条例で、「その他特別の理由があるもの」と定め、その定義について具体的に釧路町介護保険料減免取扱要綱で「刑務所、拘留所若しくは労役場その他これに準ずる施設に拘禁された場合」と定義しているが、国民健康保険税減免取扱要綱には、そのような規定がない

こと。

- ii) なお、地方税においては、地方団体が自ら行う課税免除、不均一課税、租税の減免等についても、その内容について徹底的検討を加え、濫用することがないように特に留意することされていること（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付け総税市第 16 号都道府県知事宛総務大臣通知））。

（ウ） 同一の市町村における保険制度間の減免の取扱いの差異

抽出した 64 市町村について、同一の市町村における国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の取扱いの差異をみたところ、次の①から④のとおりとなっている（表 2）。

- ① 国民健康保険及び介護保険ともに保険料が減免される（38 市町村（59.3%））。
- ② 国民健康保険の保険料は減免されるが、介護保険の保険料は減免されない（23 市町村（35.9%））。
- ③ 国民健康保険の保険料は減免されないが、介護保険の保険料は減免される（1 市町村（1.6%））。
- ④ 国民健康保険及び介護保険ともに保険料は減免されない（2 市町村（3.1%））。

上記②及び③の取扱いは、同一の市町村でありながら国民健康保険と介護保険とにおいて、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の取扱いが異なっているものであり、市町村住民の立場からは、疑義が生じ得る可能性がある。

また、国民健康保険の保険料については、国民健康保険施行令（昭和 33 年政令第 362 号）29 条の 7 に基づき、介護保険の第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の者）の保険料である介護納付金賦課額が合算されている。このため、上記②の市町村においては、刑事施設入所中を事由として国民健康保険の保険料が減免される場合、介護保険の第 2 号被保険者の保険料については、事実上減免されることになるが、第 1 号被保険者（65 歳以上の者）の保険料については減免されない。この場合、65 歳に達する前までは介護保険の保険料が減免されていた被収容者が、65 歳からは減免されなくなる。

表 2 同一の市町村における国民健康保険及び介護保険における刑事施設を事由とする保険料の減免の取扱い

(単位：市町村)

保険制度別の区分		介護保険の保険料		計
		減免する	減免しない	
国民健康保険の保険料	減免する	38	23	61
	減免しない	1	2	3
計		39	25	64

(注)本表は、当局の調査結果に基づき作成

(エ) 保険料を減免していない運営主体の意見

当局が調査した運営主体のうち、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の取扱いが実施されていない運営主体(国民健康保険 2 市町村、介護保険 3 市町村、後期高齢者医療 1 医療広域連合)における、減免に関する相談の有無、減免を実施することについて検討の有無及び今後の検討の余地について聴取した結果は、次のとおりである。

① 国民健康保険

抽出した 2 市町村では、いずれも減免に関する相談はなく、これまで減免の検討は行われていない。しかし、2 市町村のうち 1 市町村については、今後減免の検討を行うとしているものの、1 市町村では、検討を行う予定はないとしている。

② 介護保険

抽出した 3 市町村のうち、減免に関する相談がある市町村が 2 市町村で、相談がない市町村が 1 市町村であるが、3 市町村いずれも減免の検討は行われていない。しかし、3 市町村のうち 2 市町村については、今後減免の検討を行うとしているものの、1 市町村では、減免の検討を行う予定はないとしている。

③ 後期高齢者医療

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の取扱いが実施されていない A 県医療広域連合では、同医療広域連合以外 46 全ての医療広域連合において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免が実施されているので、現在、減免の検討が行われている。

イ 減免の対象となる保険料の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険においては、いずれも刑事施設収容中であっても、被収容者又はその家族が保険料の減免申請をしない限り、保険料を納付する必要があるため減免されない。

当局が抽出調査した 136 運営主体（国民健康保険 64 市町村、後期高齢者医療 8 医療広域連合、介護保険 64 市町村）のうち、被収容者の保険料を減免している 108 運営主体（国民健康保険 61 市町村、後期高齢者医療 7 医療広域連合、介護保険 40 市町村）における保険料の減免の取扱いは、次のとおりである。

- ① 5 運営主体（国民健康保険 2 市町村、介護保険 3 市町村）は、減免申請後に納付期日が到来する保険料について減免する取扱いとしている。
- ② 一方、他の 103 運営主体（国民健康保険 59 市町村、後期高齢者医療 7 医療広域連合、介護保険 37 市町村）は、減免申請後に納付期日が到来する保険料のほかに、減免申請前の刑事施設入所期間中の保険料についても遡及して減免する取扱いとしており、例えば、平成 27 年度以降に賦課決定された保険料については、最長 2 年間遡及して減免される（国民健康保険税の場合は最長 5 年間。表 3 参照）。

表 3 抽出調査した運営主体における減免の対象となる保険料の取扱い

(単位：運営主体)

事 項	国民健康保険	後期高齢者	介護保険	計
申請後に納付期日が到来する保険料についてのみ減免する	2	0	3	5
2 年を限度として遡及して減免する	59	7	37	103
計	61	7	40	108

(注)本表は、当局の調査結果に基づき作成

(2) 保険料の減免の取扱いに関する関係省庁の対応

ア 厚生労働省

厚生労働省保険局及び老健局では、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険いずれも、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免について、条例の定めによりできることとしており、そのことを各運営主体に周知している。例えば、後期高齢者医療については、各医療広域連合に配布されている「高齢者医療制度に関する Q&A」（平成 21 年 3 月分）において説

明されている。

一方、被収容者に対する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の刑事施設入所中を事由とする保険料の減免に関する周知については、法務省に協力依頼等を行ったことはないとしている。

イ 法務省矯正局

刑事施設では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 85 条第 1 項に基づき、被収容者に対し、刑事施設収容開始時に①の「刑執行開始時指導」を、刑事施設退所前に②の「釈放前指導」を行うこととされている。

① 刑執行開始時指導

受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関すること。

② 釈放前指導

釈放後の社会生活における直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関すること。

刑執行開始時指導及び釈放前指導の具体的な指導内容については、「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」（平成 18 年法務省矯成訓第 3312 号）及び「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について」（平成 18 年法務省矯成訓第 3313 号）に基づき定められている標準カリキュラムにより、各刑事施設が、それぞれの実情を考慮して定めた内容により行うこととされている。

上記の標準カリキュラムの概要は、次の①及び②のとおりであり、刑執行開始時指導及び釈放前指導のいずれにおいても、被収容者の国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の刑事施設入所中を事由とする保険料の減免に関する内容は含まれていない。

① 刑執行開始時の指導の標準カリキュラムについては、各保険制度に関する内容はない。

② 釈放前指導の具体的な指導は、標準カリキュラムに基づき、刑事施設の長が定めた指導内容によることとされている。

この統一教材においては、国民健康保険について、i) 刑事施設退所後の加入手続、ii) その加入が遅れた場合、医療費が全額自己負担になる場合があること、及びiii) 退所後の収入がない又は少ない場合に保険料の減免措置があることは説明されている。しかし、国民健康保険、後

期高齢者医療及び介護保険における刑事施設入所中を事由とする保険料の減免に関するものはない。

4 その他

(1) 国民健康保険の保険料について減免が受けられなかったとされる例

全国地域生活定着支援センター協議会（以下「全国協議会」という。注）のホームページには、「高齢・障害者支援法の勉強会で、ある学者から、収監中に滞納した国民健康保険の保険料を本人が出所してから支払わなくてはならないため、すぐにお金に困ってしまう、どのような仕組みになっているのかというような質問をしていた」といった例が掲載されている。

(注) 厚生労働省の地域生活支援事業により、各都道府県に1か所ずつ地域生活定着支援センター(民間団体が都道府県から業務を受託)が整備され、この地域生活定着支援センターの全国組織が全国協議会である。

なお、地域生活定着支援センターについては、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、刑事施設の退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげる支援活動が行われている。

(2) 介護保険の保険料の減免に係る厚生労働省への要望

平成25年度に全国協議会では、厚生労働省に対し、「市条例等で介護保険料に関する規定(減免)が既になされていたとしても、収容日に遡って減免を可能とする」旨の国の通知(指針)を發出してほしい」と要望している。

(3) 各種データ

ア 入所回数が1回目及び2回目以上の新受刑者数の推移

刑事施設の新受刑者数について入所回数が1回目の者と2回目以上の者をみるとは、平成27年においては、1回目の者が40.6%に対し、2回目以上の者が59.4%となっている。また、65歳以上の規受刑者数についてみると、1回目の者が30.4%に対し、入所回数が2回目以上の者が69.6%となっている(表4)。

表4 刑事施設の新受刑者のうち入所回数1回目及び2回目以上の数の推移
(単位：人、%)

入所回数 \ 年	平成 23	24	25	26	27
1 回目	10,865 (42.6)	10,275 (41.5)	9,348 (41.1)	8,892 (40.7)	8,736 (40.6)
うち 65 歳以上	612 (30.2)	584 (26.6)	605 (27.2)	645 (28.3)	702 (30.4)
2 回目以上	14,634 (57.4)	14,505 (58.5)	13,407 (58.9)	12,974 (59.3)	12,803 (59.4)
うち 65 歳以上	1,416 (69.8)	1,608 (73.4)	1,623 (72.8)	1,638 (71.7)	1,611 (69.6)
計	25,499 (100)	24,780 (100)	22,755 (100)	21,866 (100)	21,539 (100)
うち 65 歳以上	2,028 (100)	2,192 (100)	2,228 (100)	2,283 (100)	2,313 (100)

(注) 1 矯正統計からの作成
2 () は構成比

ウ 出所人員の在所期間

平成 27 年の出所人員 23,566 人について、在所期間別にみると、最も出所人員が多いのは、在所期間が 1 年超 2 年以下の者で 8,885 人 (37.7 %) ある (表 5)。

表 5 在所期間別出所人員数 (平成 27 年)

(単位：人、%)

在所期間 \ 事項	1 年以 下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超	計
出所人員数	4,322 (18.3)	8,885 (37.7)	5,985 (25.4)	2,918 (12.4)	731 (3.1)	725 (3.1)	23,566 (100)

(注) 1 矯正統計からの作成
2 () は構成比

エ 作業報奨金額

法務省の平成 27 年度予算では、作業報奨金について、21 か月在所した場合の受刑者 1 人当たり 72,167 円として予算が計上されている。

オ 低所得者一人が年間に負担する保険料

C 市を例として、個人住民税が非課税の低所得者 (前年の所得額が 35 万円以下の者で一人世帯 (注)) の国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保

険の平成 28 年度 1 年間の保険料をみたところ、次のとおりであった(表 6)。

① 65 歳以上 75 歳未満の者については、1 年間の各保険料の負担額が 51,440 円 (国民健康保険 21,900 円、介護保険 29,540 円)

② 75 歳以上の者については、同様に 34,440 円 (後期高齢者医療 4,900 円、介護保険 29,540 円)

(注) 年金収入しかない者の場合、前年の年金額が 155 万円以下の者が対象となる。

上記に該当する刑事施設収容中の被収容者が、国民健康保険又は後期高齢者医療の保険料の減免申請をしても、介護保険の保険料 29,540 円は納付しなければならない。

表 6 C 市における低所得の一人当たりの年間の各保険料 (平成 28 年度)

(単位：円)

年 齢	国民健康保険		介護保険 (第 1 号被保 険者)	後 期 高 齢 者 医 療	年間の負担 額
		(左のうち介護保 険の第 2 号被保 険者の保険料分)			
40 歳未満	21,900	0			21,900
40 歳以上 65 歳未満	26,500	(4,600)			26,500
65 歳以上 75 歳未満	21,900	0	29,540		51,440
75 歳以上			29,540	4,900	34,440

(注) 1 本表は、C 市の資料に基づき当局が作成

2 後期高齢者医療の保険料については、D 医療広域連合の保険料を適用

3 網掛け部分の保険料について、C 市及び D 医療広域連合は、刑事施設入所中を事由として申請により保険料を減免している (申請前の最長 2 年間についても、刑事施設入所中を理由として保険料を減免している。)

5 関係機関の意見

(1) 厚生労働省 (国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険共通)

○ 刑事施設入所中を事由として申請により保険料の減免を実施している市町村があることについては、被収容者に対し周知する余地があると考え。なお、全国一律に保険料の減免制度及び減免手続等の周知を行うことについては、減免を実施していない保険者が存在することに鑑みると、減免が受けられない一部の矯正施設退所者に混乱をまねかないようにする必要がある。

○ そもそも保険料の減免は、各保険制度の運営主体が可否を判断すべきこ

とである。

しかしながら、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免が行なわれていない市町村において、これまで減免の要否の検討が行なわれていない状況があるのであれば、減免の要否の自主的な検討に資するような情報提供について検討する余地があるのではないか。

(2) 法務省

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免については、厚生労働省からの何らかの要請がなされれば、刑事施設における事務負担等を考慮しつつ、当該要請の内容に応じた対応が可能なことを検討することとしたい。

③ 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大（継続案件）

1 相談内容

娘は、ニュージーランドの高等学校（以下「高校」という。）を卒業し、現在、アメリカの州立大学に進学している。娘の外国の大学への進学に際し、日本学生支援機構の「第二種奨学金（海外）」を申し込もうとして、申込要件をみたところ、「海外の高校を卒業した人は利用できない」こととなっていた。この要件に納得できなかったため、その理由について機構及び文部科学省に尋ねたが、いずれからも明確な回答を得ることができなかった。

私たち両親は日本国内に住んでおり、娘も日本国籍を有する日本人であるにもかかわらず、第二種奨学金（海外）は、国内の高等学校等を卒業した者のみが対象とされ、海外の高校の卒業生が対象外とされている理由（根拠等）を教えてほしい。

（注）本件は、四国行政評価支局が受け付けた相談である。

2 制度の概要

第二種奨学金制度の概要は、次表のとおりである。

表 1 第二種奨学金制度の概要

目的	教育の機会均等に寄与するため（日本学生支援機構法（平成 14 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条）
貸与者	日本学生支援機構（以下「機構」という。）
対象者	大学等に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者（法第 14 条第 3 項）。
種類	① 第二種奨学金 国内の大学に在学する日本国籍を有する学生（注 2）に貸与するもの。 ② 第二種奨学金（海外） 外国の大学に在学する日本国籍を有する学生（注 2）に貸与するもの。 国際的に活躍する人材の育成及び経済的支援を図る観点から平成 16 年度に創設。
選考基準	① 高校における学習成績その他機構の定める資料に基づき優れていると認められること（機構の業務方法書（平成 16 年文部科学大臣認可））。

	② 貸与を受ける者の生計を維持する者の収入の年額が機構の定める収入基準以下であること（機構の業務方法書）。
申込方法	<p>① 予約採用（大学入学前に申込み） 国内の高校の在学者及び卒業者は在学する又は卒業した高校の校長の推薦を得て、当該高校を通じて機構に申し込む。 第二種奨学金及び第二種奨学金（海外）いずれにおいても実施されている。</p> <p>* 高等学校卒業程度認定試験合格者については、学校長の推薦は不要であり、機構に直接申し込む。</p> <p>② 在学採用（大学入学後に申込み） 国内の大学の在学者が、在学する大学の学長の推薦を得て、当該大学を通じて機構に申し込む。</p>
学校長の推薦を必要とする理由	<p>学校長が、奨学金の貸与を希望する者について、i) 優れた者であって経済的理由により修学が困難であること、ii) 進学する大学が外国の大学である場合、当該大学が正規の学校であることを担保する。 この担保により、機構の選考作業の負担を軽減する。</p>

(注) 1 文部科学省及び機構の資料等に基づき当局が作成

2 日本国籍を有する学生の他に、「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、及び「定住者」のうち将来永住する意思のある者も対象とされている（機構の奨学規程（平成16年規程第16号）第2条第2項）。

3 本件相談に係る第二種奨学金の課題等

本件相談に係る第二種奨学金の課題等は、次表のとおりである。

表2 本件相談に係る第二種奨学金の課題等

課題	左に係る文部科学省及び機構の対応及び見解
<p>日本国籍を有する外国の高校の在学者及び卒業生（表4の①の者）は、進学する大学が国内か外国かを問わず、予約採用が認められていない（表3参照）。</p>	<p>予約採用の導入は検討していない。</p> <p>① 外国では、日本と学校体系が異なるケースが考えられ、外国の高校がその国の「正規の学校」かどうか分からないケースがある。</p> <p>② 外国の高校の日本国籍を有する在学者又は卒業生について、学校長からの推薦が得られるかどうか分からない。</p>
<p>文部科学省が大学入学資格を個別に認める者（表4の②及び③）は、進学する大学が国内か外国かを問わず、予約採用が認められていない。</p>	<p>予約採用の導入は検討していない</p> <p>表4の②の在外教育施設については、在学する又は卒業した学校長からの推薦が得られるかどうか分からない。</p>
<p>卒業した高校の国内外を問わず外国の大学に進学した場合に、在学採用が認められていない（表3参照）。</p>	<p>外国の大学に在学する学生が奨学金の貸与を受けられるよう、現在、在学採用の導入を検討中である。</p> <p>（近年の国際交流の多様化等により、外国の高校を卒業している者や国内の学校を卒業（修了）後3年を超えた者からの貸与希望が増加傾向にあることを踏まえたもの）</p>

（注）文部科学省及び機構からの聴取結果に基づき当局が作成

表3 大学において第二種奨学金の貸与を受けられる者

進学する大学の国内・外国の別	申込の時期 (大学入学前・入学後の別)	申込の可否 (高校の国内・外国の別)		申込できる者	申込手続	高等学校卒業程度 認定試験合格者等	
		国内の高校	外国の高校			申込の可否	申込手続
国内の大学	入学前(予約採用)	○	×	高校在学者及び卒業生	高校経由 (要推薦状)	○	機構に直接 (推薦状不要)
	入学後(在学採用)	○	○	高校卒業生(大学生)	大学経由 (要推薦状)	○	大学経由 (要推薦状)
外国の大学	入学前(予約採用)	○ (第二種(海外))	×	高校在学者及び卒業生	高校経由 (要推薦状)	○	機構に直接 (推薦状不要)
	入学後(在学採用)	×	×	高校卒業生(大学生)	—	×	—

(注) 文部科学省の資料に基づき当局が作成

表 4 文部科学省が大学入学資格を個別に認める者（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 号）

入学資格	左に該当するもの
① 外国において学校教育における 12 年の課程の修了者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの	i) 外国の高校を卒業した者 ii) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者（※現在、文部科学省で指定する課程について検討中である。）
② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者	i) 立教英国学院（高等部） ii) 帝京ロンドン学園（高等部） iii) 慶應義塾ニューヨーク学院（高等部） iv) スイス公文学園高等部（高等部） v) 早稲田渋谷シンガポール校（高等部） vi) 上海日本人学校（高等部） vii) 如水館バンコク（高等部）
③ 文部科学大臣の指定した者	i) 旧制学校等を修了したもの ii) 国際バカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの iii) ドイツのアビトゥア資格を有する者で 18 歳に達したもの iv) フランスのバカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの v) イギリスのジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、18 歳に達したもの vi) ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ (WASC)、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル (ACSI)、カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ (CIS) の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したもの

(注) 文部科学省の資料に基づき当局が作成

4 前回会議での委員の指摘に基づく照会結果

(1) 日本国籍を有し、外国の大学へ進学する学生に対する第二種奨学金（在学採用）の検討状況

文部科学省及び機構における検討状況は次表のとおりである。

表 5 文科省及び機構における検討状況

検討開始の経緯	<p>次のような状況を踏まえ、平成 27 年 6 月から検討を開始。</p> <ul style="list-style-type: none">「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）において、意欲と能力ある若者全員へ留学機会を付与することへの対応が強く求められており、当該若者が継続的に留学することを可能とすることが必要。「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）において、2020 年までに日本人留学生を 6 万人から 12 万人へ増加させるとの要請。外国の大学に進学した者で、進学後に経済状況や進路希望が変わったため、奨学金が必要となる者がおり、近年、機構に対し、外国の大学入学後の奨学金の貸与に対する問い合わせが年間 4～5 件ある。
検討担当課及び分担	文部科学省高等教育局学生・留学生課において法令改正を、機構奨学事業戦略部奨学事業戦略課において具体的な実施方法や申込み手続を検討。
在学採用の開始時期	平成 29 年度初頭までには貸与の開始を予定。 なお、海外の大学に在学する学生から問い合わせがあることから、現在、検討中であることを機構のホームページに掲載。
学校長の推薦	現座、国内の学校の在学者及び卒業者については、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 23 号。以下「省令」という。）により、学校長の推薦を求めている。外国の大学の在学者についても、推薦を求めることとし、所要の省令改正を行なうこととしている。
予算措置	仮に平成 29 年度に第二種奨学金（海外）に在学採用を導入しても、28 年度の予算額を下回る見込であり、新たな予算措置は不要。

申込み手続	<p>外国の大学を通じて申込む方法ではなく、貸与を希望する学生が、大学が正規の学校であること並びに優れた学生であることを証明する成績証明書及び在学する大学の推薦書を添付して直接機構に申し込む（表 6 参照）。</p> <p>機構では、大学長の推薦が得られないことを想定して、i）指導教官による推薦、ii）指導教官による推薦が得られない場合は、チューター（注）による推薦も可能とすることを検討。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）1 本表は、当局の調査結果に基づき作成

- 2 国内の大学の場合、チューターには学生が指名され、留学生に対し個別の支援を行うこととされている。チューターの具体的役割は、留学生の学習・研究指導（予習・復習の補助）や、日本語指導、日常の世話（学内外の案内、諸手続のための市役所等への同行、買い物、宿舎探しの補助）等である。なお、機構では、外国の大学も同様の役割を果たしているとしている。

表 6 導入が検討されている外国の大学の在学採用における選考基準、確認方法

選考基準	機構の確認方法
大学が正規の学校であること	大学が発行するパンフレット、在学証明書及び本人が作成する留学計画書で確認する。
優れた学生であること	<p>① 大学が発行する成績証明書。ただし、1年次の申込では、成績証明書は求めない。</p> <p>② 学校長、指導教官等による推薦書</p> <p>具体的には、当該推薦書の様式（大学における学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること）に、指導教官等が、学校名、役職及び署名を記入する方式</p> <p>1年次は、指導教官からの推薦が得られないことも想定して、チューターによる推薦も可とする。</p>

（注）本表は、機構の資料及び聴取結果に基づき当局が作成

(2) 予約採用の目的及び予約採用者数

予約採用の目的について、機構は、「大学に進学を希望する者に対し、進学前にあらかじめ奨学金の貸与を受けることができる候補者として決定することにより、進学後の経済的不安感を軽減し、安心して学業に取り組めるように支援することである。」としている。

予約採用により第二種奨学金の貸与を受けている者の数は、平成 26 年度と 27 年度の第二種奨学金の貸与者のうち約 70%を占めている(表 7 参照)。

表7 第二種奨学金の貸与を受ける者のうち予約採用によるもの

(単位：人、%)

事項 \ 年度	平成 25	26	27
貸与者（大学・短期大学） (a)	—（注 2）	198,743	193,979
うち予約採用者 (b)	—	137,329	132,008
(b/a)	—	(69.1)	(68.1)

(注) 1 本表は、機構の業務実績等報告書から作成

2 機構では、平成 25 年度の数値は把握していない。

(3) 在外教育施設及び補習授業校における進学状況

海外子女教育振興財団を通じて、在外教育施設 7 校及び補習授業校（注）63 校（以下「在外教育施設等」という。）に対し、平成 25～27 年度の卒業者の大学への進学状況を確認したところ、進学状況を把握していた在外教育施設（2 校）及び補習授業校（14 校）の状況は次のとおりであった（表 8 参照）。

（注）外国において、現地の学校に通学する児童生徒が日本国内の学校に編入した際にスムーズに適応できるよう、国語等の基幹教科の基本的知識・技能及び日本の学校文化を日本語によって学習する教育施設である。なお、例えば、シカゴ双葉会補習校のホームページでは、所属する生徒は国内の大学及び外国の大学に進学しているとされている。

表 8 在外教育施設等に通う外国の高校の 3 年生の国内の大学及び外国の大学への進学者数（平成 25～27 年）

(単位：人、%)

事項 \ 区分	国内の大学	外国の大学	計
在学教育施設 (2 校)	193 (91.5)	18 (8.5)	211 (100)
補習授業校 (14 校)	65 (30.2)	150 (69.8)	215 (100)
計	258 (60.6)	168 (39.4)	426 (100)

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成

2 () 書きは構成比。

5 関係機関等の意見

日本国籍を有し、外国の高校の在学者及び卒業者が外国の大学へ進学する場合に、第二種奨学金の予約採用を認めることについて、文部科学省、機構及び在外教育施設等の意見は、次表のとおりである。

表9 関係機関等の意見

事項 関係機関	前回会議までに聴取した意見	前回会議後に聴取した意見
文部科学省	<p>予約採用については、対象者の推薦を在学又は卒業した学校の長により行うこととしている。</p> <p>外国の高校の場合、日本の学校体系と異なるケースが考えられ、当該高校がその国の「正規の学校」かどうか分からないケースがある。外国の高校の在学者又は卒業生について学校長からの推薦が得られるかどうか分からないことがある。</p>	<p>予約採用において、高校を経由せず、機構に直接申込みをし、機構が奨学金の貸与の選考をすることについて、詳細については詰める必要があるが、以下の課題が解消されれば、不可能ではないと思われる。</p> <p>① 外国の高校長の推薦を得るスキームがないため、この仕組みを新たに設ける必要がある。</p> <p>② 連帯保証人が国内に居住していない場合は国内連絡者を選任する必要がある。</p> <p>③ 世帯の生活基盤が海外にあることが想定され、円建ての換算も含めて収入の実態が把握できるか分からない。</p>
機構	<p>予約採用の場合、外国の高等学校長からの推薦が必要になるが、外国の学校の場合、日本の学校体系と異なるケースが考えられ、「正規の学校」かどうか分からないケースがある。推薦が得られるかどうか分からないと考えている。</p>	<p>① 外国の高校の在学者及び卒業者についても、大学入学後の学資を心配することなく勉強ができるよう、国内の大学及び外国の大学に入学する前に奨学金の申込みができるようにすべきである。(在外教育施設及び補習授業校)</p> <p>② 生徒から機構の奨学金の申し込みが可能かどうかの質問を受けたことがあり、第二種奨学金の貸与</p>
在外教育施設等		<p>① 外国の高校の在学者及び卒業者についても、大学入学後の学資を心配することなく勉強ができるよう、国内の大学及び外国の大学に入学する前に奨学金の申込みができるようにすべきである。(在外教育施設及び補習授業校)</p> <p>② 生徒から機構の奨学金の申し込みが可能かどうかの質問を受けたことがあり、第二種奨学金の貸与</p>

		<p>を希望する者はいる。(在外教育施設)</p> <p>③ 各国の高校や大学教育制度などを十分調査し、どの国・地域からでも平等に奨学金の申請ができるようにしてほしい。(補習授業校)</p> <p>④ 在外教育施設は、文部科学大臣によって国内高校と同等の課程を有するものと認定されており、奨学金の需要の有無により実施するものではなく、国内の高校に在籍する生徒と平等に扱うべき観点から当然実施されるべき事柄であると考え(在外教育施設)。</p> <p>⑤ 奨学金申請に必要とされる推薦書について、外国の高校、外国のインターナショナルスクール及び在外教育施設が優れた学生であることを証明する推薦書を発行することは可能と考える。(補習授業校)</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 関係機関等からの聴取結果に基づき当局が作成